

掲載内容

はじめに

第1章 後見人就任時の業務

第1 生活状況と財産の調査

- ◆被後見人との面会をしたいが、親族が会わせてくれない場合
- ◆被後見人の家族から、本人に意思能力がないので面会の必要がないと言われた場合
- ◆被後見人の生活状況や財産の調査に親族が協力してくれない場合
- ◆財産把握のため、被後見人のパソコンやスマートフォンなどのデータを確認したい場合
- ◆被後見人の財産を親族が使い込んでいた場合
- ◆被後見人名義の預貯金について自分の預貯金だと主張する親族がいる場合
- ◆後見人が選任されたことで契約書の書換えを求められた場合

第2 財産の保全

- ◆被後見人の自宅について、土地・建物の名義を被後見人に変更したい場合
- ◆作成した収支予定表において収支が赤字である場合
- ◆被後見人が保有している投機性の高い投資信託等の金融商品を解約したい場合
- ◆被後見人の生活費確保のため、電気・ガス・水道の供給契約を見直したい場合
- ◆就任後、財産目録の作成前に、被後見人の自宅の家賃の支払期限が到来した場合

第3 金融機関への就任届出・口座整理

- ◆銀行が、被後見人の預金口座のある支店以外での取引に応じない場合
- ◆後見開始の届出の際、銀行が被後見人の同席や、被後見人の署名・銀行印の押印等を要求する場合
- ◆被後見人の取引銀行に提出する後見人届出書に、「名義人との過去の全ての取引を異議なく追認する」旨の項目がある場合
- ◆被後見人との金銭の受渡しのため、被後見人が預貯金口座を使えるようにしたい場合
- ◆後見人が通称を使用して職務を行いたい場合

第2章 後見人就任以降の業務

第1 身上監護関係

【身分行為】

- ◆被後見人が「結婚したい」と言い出した場合
- ◆被後見人が「離婚したい」、「離縁したい」と言い出した場合
- ◆被後見人が第三者を養子に迎えたい、あるいは養子になりたいと言いつつ、あるいは被後見人と同居するその子と配偶者が、相続対策として、自分たちの子(被後見人の孫)と被後見人との養子縁組を提案してきた場合

【見守り・生活上の援助】

- ◆被後見人が同居の家族から虐待を受けている疑いがある場合
- ◆家族と同居している被後見人について、ネグレクトが疑われる場合
- ◆被後見人が、同居する家族から暴言を浴びせられていると訴える場合
- ◆被後見人と同居する家族から、介護を手伝ってくれと頼まれた場合
- ◆被後見人の生活費が賸えないため、生活保護申請を検討する場合

【医療】

- ◆手術や入院に当たり、「同意書」「誓約書」への記入を求められた場合
- ◆乳がんが見つかった被後見人について、再発リスクを考慮して切除するか、温存するかの判断を求められた場合
- ◆急病の被後見人について、「すぐに手術をしないと命に関わる」として緊急に同意を求められた場合
- ◆入院中の被後見人が、ミトン等でベッドに拘束されているのを発見した場合
- ◆老人ホームに入居する被後見人について、施設からインフルエンザの予防接種を勧められた場合
- ◆被後見人が治験の被験者となる際の本人承諾について、承諾を求められた場合

- ◆入院中の身寄りのない被後見人について、医師に「同行する人がいれば外出してもよい」と言われた場合

【精神疾患】

- ◆医療保護入院中の被後見人について、担当医から治療方針への同意を求められた場合
- ◆被後見人に精神疾患があるがその自覚がなく、被害妄想もあることから適切な治療を受けられない場合
- ◆精神疾患を持つ被後見人がせん妄状態となり、隣家の住人を傷つけた場合

【介護】

- ◆介護施設入所の際に「身体拘束への同意書」に署名を求められた場合
- ◆終末期の被後見人について、入所している介護施設から「看取りについての同意書」に署名を求められた場合
- ◆被後見人が有料老人ホームに入所する際、保証人になってほしいと言われた場合
- ◆ペットを飼っている被後見人が、介護施設に入所することになった場合
- ◆介護施設に入所している被後見人が、認知症による妄想から他の入所者を殴ってケガをさせた場合

【プライバシー・個人情報保護】

- ◆「親展」「転送不要」等の表示がある被後見人宛ての郵便物を開封したい場合
- ◆被後見人宛ての郵便物の開封について、被後見人の同居家族から「本人以外の家族の個人情報も記載されており、プライバシー侵害である」と抗議された場合
- ◆被後見人の財産や病歴等の個人情報の取扱いについて銀行や医療機関から同意を求められた場合
- ◆市民後見人の養成団体から、後見実務の現場に同行させてほしいと依頼された場合

第2 財産管理関係

【居宅の管理・売却】

- ◆ゴミ屋敷化した被後見人の近隣住民から苦情が出ている場合
- ◆被後見人宅の管理が不十分で、植栽の越境や落雪、発生した害虫・害獣による被害が隣家に及ぶ可能性がある場合
- ◆被後見人と同居している家族から自宅リフォームの提案があった場合
- ◆被後見人の自宅をバリアフリー仕様にリフォームしたいが、被後見人の家族が反対している場合
- ◆老朽化した被後見人の自宅について、費用面を考慮して住替えを検討しているが、被後見人が建替えを希望している場合
- ◆被後見人の自宅の老朽化が著しいことから、特別養護老人ホームの入所を検討したいが、被後見人が聞き入れない場合
- ◆特別養護老人ホームに入所した被後見人の自宅を売却する場合
- ◆被後見人名義の自宅の売却に、推定相続人である子が反対している場合
- ◆生活費捻出のため、長期療養中の被後見人宅を売却したいが、回復して自宅に戻れる可能性も残っている場合
- ◆被後見人の自宅としてアパートを借りる際、連帯保証を求められた場合

【居宅以外の財産の管理】

- ◆被後見人の介護をしている親族から、報酬の支払を請求された場合
- ◆被後見人の第二子の結婚に当たり、第一子の結婚の時と同程度の結婚祝いを求められた場合
- ◆被後見人の外出に当たり、入所施設の職員に実費を支払って、付添いを依頼する場合
- ◆被後見人の親族から、扶養してほしいと要請があった場合
- ◆被後見人が定期的に寄進をしていた宗教法人から、寄進の要請があった場合
- ◆被後見人が加入している保険について、保険会社から更新の有無を確認された場合
- ◆損失が出続けている被後見人所有の金融商品を解約したい場合
- ◆値下がりが続いている被後見人所有の上場株式を売却したい場合
- ◆被後見人の生活費捻出のため、中長期の収支見直しを考慮して資産運用を検討する場合
- ◆生活費捻出のため、「後見人に管理させない意思表示」をされて被後見人が遺贈を受けた財産を売却したい場合

- ◆被後見人が株主として議決権を有する会社から、株主総会での議決権行使を求められた場合
- ◆被後見人の財産から税金や社会保険料を支払うことができない場合

【趣味・嗜好のための費消】

- ◆被後見人の趣味であるパチンコのため、財産から定期的に小遣いを渡していたが、家族から「ギャンブルへの無駄遣いのためにお金を渡すのはやめてほしい」と要請された場合
- ◆アルコール依存症の既往歴がある被後見人が酒類の購入を希望している場合
- ◆被後見人が定期的なタバコの購入を希望している場合
- ◆被後見人が、手元金がなくなったと言って頻りに金銭を要求してくる場合
- ◆被後見人の希望でコンサートに行く際の付添いを求められた場合
- ◆被後見人が「旅行に行きたいのでお金を持ってきてほしい」と訴える場合
- ◆被後見人が性風俗店の利用を希望する場合

第3 その他

- ◆家庭裁判所の決定した報酬額が、業務内容に比して安過ぎる場合
- ◆後見期間が長期にわたり、古い帳簿書類等を処分したい場合
- ◆被後見人が相続人となる相続について、税務申告や相続登記を有償で専門家に依頼したい場合

第3章 後見終局時の業務

第1 官公庁への届出・申請

- ◆身寄りのない亡被後見人について、死亡届を提出するよう要請された場合
- ◆財産を引き渡す相続人を調べるために、亡被後見人の戸籍情報が必要な場合
- ◆相続人調査や相続財産管理人選任申立手続を弁護士に委任するため、報酬の支払が必要な場合

第2 火葬・埋葬・葬儀

- ◆遠方の親族から亡被後見人の遺体引取りや火葬を依頼された場合
- ◆亡被後見人に身寄りがなく、火葬や葬儀の費用が支弁できない場合
- ◆亡被後見人の遺体を引き取って火葬した入居施設から、費用を請求された場合

第3 財産引渡しまでの管理

- ◆亡被後見人の銀行口座が凍結されている場合
- ◆亡被後見人が残した住宅ローンについて支払が必要な場合
- ◆亡被後見人宅が壊れたため、直ちに補修したい場合
- ◆亡被後見人が債務超過状態であった場合
- ◆亡被後見人と同居していた子の住居確保のため、借家の家賃支払が必要な場合
- ◆亡被後見人の居住アパートの大家から、家財道具等の処分と原状回復費用の支払を求められた場合

第4 財産の引渡し・相続財産管理手続

- ◆亡被後見人の自宅を引き渡したいが、相続人間で争いがある場合
- ◆亡被後見人の預貯金の引渡し方法について、相続人間で希望する方法が異なる場合
- ◆亡被後見人の相続人が財産の受取りを拒否している場合
- ◆相続財産管理人を選任したいが、財産から申立費用を捻出できない場合

資料

- 成年後見制度利用促進基本計画
- 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

索引

- 事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ケース別

後見業務トラブル防止の手引



判断の難しい場面で適切な対応をとるために！



- ◆就任時から身上監護・財産管理、終局時まで、後見業務において判断・対応を要する場面を幅広く取り上げています。
- ◆「成年後見人」「保佐人」「補助人」「任意後見人」「未成年後見人」ごとに、その職責・権限に応じた対応方法を法令・指針・判例等を踏まえて解説しています。
- ◆後見業務に精通した経験豊かな専門家による執筆です。

加除式・B5判・全1巻・ケース付
 総頁762頁
 定価9,900円(本体9,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

WEBサイト
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

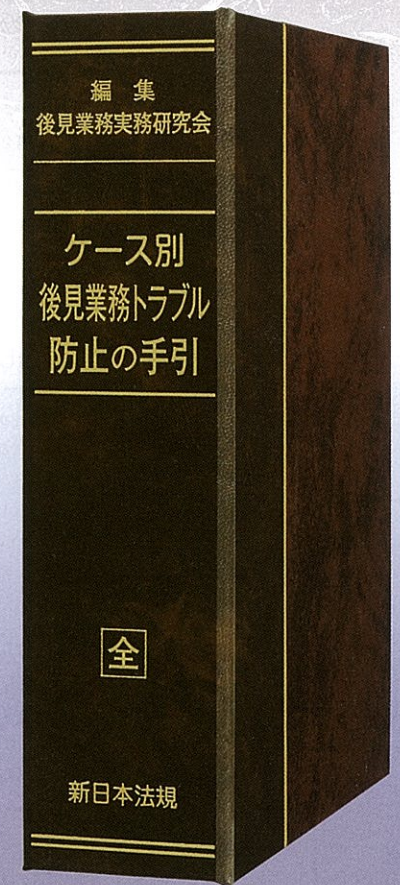
0120-089-339
 受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



内容見本 (B5判縮小)

第1章 後見人就任時の業務

◆被後見人名義の預貯金について自分の預貯金だと主張する親族がいる場合

ケース 知的障害のある被後見人は、両親、兄弟と一緒に生活してきましたが、母が体調を崩して入院したことをきっかけにグループホームに入所しました。その後母が亡くなり、今後の財産管理や身上監護のために後見人が選任されました。ところが、後見人が被後見人の預金の管理を始めたところ、被後見人の父が、被後見人名義になっているA銀行の預金は自分のものなので返してほしいと求めてきました。被後見人の父からの主張に対し、後見人はどう対応すればよいでしょうか。

成年後見人

対応 被後見人名義の預金は、原則として被後見人の財産であり、成年後見人が管理しなければなりません。父の主張に対しては、その預金が父の出捐によるものか否か、被後見人名義になっている預金が父のものであるとする主張の

第2章 後見人就任以降の業務

第1 身上監護関係

【身分行為】

◆被後見人が「結婚したい」と言い出した場合

ケース 私が後見人を務める被後見人は、配偶者と別れた後、現在80歳ですが、事業を営んでいたことから資産家であり、広大な屋敷や預貯金、株式などを保有しています。そうした資産を自分も使おうとしてか、相続することを図ってか、近頃になって異性が近づいてきて私から見ても異様なくらいに被後見人に構うので、被後見人はその異性に恋愛感情を抱き、結婚したいと言うようになりました。本人が好きならばよいかという気がする一方、その異性が本当に愛情をもって近づいてきているのか、ただの財産目当てではないのかという不安も感じるところです。被後見人の子ども、自分たちの将来の相続のことを考えてか、心配しています。後見人としては、どう振る舞うべきでしょうか。

後見業務において、後見人等が判断や対応に迷う場面を取り上げています。

そのケースにおける成年後見人の適法・適切な対応方法を簡潔に示しています。

成年後見人

対応 結婚するか否かは本人が決めるべきことですので、成年後見人としては本人の意思を尊重して対応すべきであり、親族の意向を尊重すべきでないことはもとより、本人の立場に自分を置き換えて判断すべきでもありませんが、適切な援助や助言は、むしろ身上配慮義務から望まれると考えられます。

1 同意の要否等
結婚するには成年後見人による同意は不要とされており(民738)、ひいては同意なくして結婚しても取消の対象にはなりません。財産管理等に属することよりも、本

第2章 後見人就任以降の業務

喚起や助言等をすることは、本人の意思の尊重の要期待されていることであると考えられます。

成年後見人の権限の範囲や対応の適法性等について、法令・指針・判例等を踏まえて解説しています。

4 意思無能力状態での婚姻
債権法改正を主たる内容とする民法の一部を改正する法律(平成29年法律44号)が令和2年4月1日に施行されるに当たり、これまでの法律解釈を明文化して、「法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。」という規定が置かれます(民3の2。取消の対象ではありません。)。身分行為も法律行為であるので、仮にこれが親族法分野にも適用があるとしても(行為能力制度は適用されないものの、意思能力は必要と解されています。しかし、民法総則が債権法分野にどこまで適用されるのかという問題があります。)、民法742条柱書及び1号では、人違いその他によって当事者間に婚姻する「意思」(形式的な届出意思だけでなく、実質的に、真に社会観念上夫婦として認められる関係を設定しようという効果意思のことだと解されます(最判昭44・10・31判時577・67。))がない場合に「限り」無効とするとしてされていることに照らすと、婚姻届の時点で意思無能力状態であれば直ちに改正民法3条の2によって無効になるというのではなく、意思無能力のために婚姻の意思がないのかどうか問われることになるとも解されます。そうすると、婚姻

第2章 後見人就任以降の業務

条所定の特別代理人が手続を進行すべきことに条文上なっていますが、こうした特別代理人も、監督に関する明文規定はないのです。さらに、後見開始の前夜や、婚姻の無効や取消しと離婚とで、扱いを異にするのも不均衡です。そもそも、本人の利益を図るために、配偶者には後見開始や後見監督人選任の申立て資格を認めているのですが、こうした事案では、配偶者自身の利益のための申立てということにもなりますし、意思無能力者を離婚・離縁以外の人事訴訟(婚姻無効等)の被告にしたい場合、原告となる者が被告の配偶者や四親等内の親族であるとも限らないのです。

なお、人事訴訟の簡易代用手続として、非公開の手続で、当事者の合意を基礎として円満な解決を図る「合意に相当する審判」を目指す特殊調停の制度(家事277)がありますが、身分行為をできる本人が調停手続能力を有しない場合や、有する場合でも本人と重ねて成年後見人にもその手続進行資格(申立て手続を含みます。)があります(家事18)。他方、離婚と離縁は、協議によることも認められていることから当事者の合意を基本とした解決が可能なので、一般調停事項であり、特殊調停事項ではありません。成年後見人としては本人が申し立てた調停を進行したり、相手方が申し立てた調停に対応することはできますが、本人の意思尊重の見地から、合意権限はないだけでなく、離婚や離縁の調停を申し立てることも認められていません(家事18ただし書)。

また、婚姻取消訴訟や当該「合意に相当する審判」を受けることを目的とする調停は、行為無能力を理由とする取消しによるものではありませんので、本人自身の取消権を訴訟代理又は手続代理をする扱いとなり、婚姻無効確認訴訟や当該調停の場合と併せ、身分行為自体が代理や取消権になじむかどうかとは別問題です。

成年後見以外の後見類型(保佐・補助・任意後見・未成年後見)における後見人等の対応の違いや留意点を解説しています。

保佐人・補助人

対応 被保佐人・被補助人の場合は、よりその意思は尊重されるべきこととなりますが、やはり、保佐人・補助人として適切な援助や助言はすべきであると考えられます。

1 同意の要否等
成年被後見人であっても婚姻について成年後見人の同意は不要とされているので、ましてや当然に、被保佐人や被補助人は自らの意思で婚姻することができます。保佐の場合は、法定の要同意事項ではないだけでなく(民13③)、一身専属的な身分

第2章 後見人就任以降の業務

◆特別養護老人ホームに入所した被後見人の自宅を売却する場合

ケース 被後見人は、被後見人が所有する自宅で生活してきましたが、この度、在宅での生活が困難になったため、特別養護老人ホームに入所しました。被後見人は、今後、自宅に戻って生活することはないと思われるので、自宅は売却しようと思いますが、問題ないでしょうか。

成年後見人

第2章 後見人就任以降の業務

合は、被保佐人・被補助人の意思がどうであるかが、より重要な要素になると考えられます。

任意後見人

対応 任意後見人の場合は、本人の判断能力が十分である間に本人とよく話し合い、本人の意向を確認しておくことが望ましいといえます。

1 家庭裁判所の許可は不要
任意後見人の場合は、居住用不動産の処分について家庭裁判所の許可を要する規定は設けられていません。家庭裁判所は任意後見人を直接監督しない建前であるほか、保佐人におけるのと同様、本人による授権の効力を制限すべきではないからと考えられます。

2 判断能力がある間に本人の意向を確認
任意後見人は、本人の判断能力があるときに任意後見契約を締結し、任意後見契約で定められた権限に基づいて職務を行うものですので、本人が自宅として居住している不動産があれば、その処分をどうするかについても、本人の判断能力が十分である間に本人とよく話し合い、本人の意向を確認しておくことが望ましいといえます。

未成年後見人

対応 未成年後見人の場合は、家庭裁判所の許可を要する規定はありませんが、未成年者の利益を基準にして判断しなければなりません。

1 成年後見人との違い
未成年後見人の場合は、成年後見人の場合に定められているような、居住用不動産

新日本法規出版株式会社

本社 結核本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目2番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2020.11)658-1⑥

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。